

防犯カメラ設置補助事業

京都府では、地域の防犯環境の構築による犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するため、自転車盗被害が多発している駐輪場において、駐輪場設置者等が行う防犯カメラ設置経費に対して、補助を行っています。

補助対象者

知事が定める地域において

- 平成26年1月1日から12月31日までの間に警察への自転車盗被害届が6件以上あった駐輪場の設置者
- 10台以上の自転車の駐輪が可能であること

補助金対象経費

防犯カメラの設置のために要する経費から次に掲げる経費を除いた額となります。

- ① 既存の設備の撤去に要する経費
- ② 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ③ 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と認められる経費

補助金の額等

- ① 補助金の額は、補助金対象経費の2分の1以内の額
- ② 補助金の限度額は、防犯カメラ1台につき10万円
- ③ 補助対象となる防犯カメラの数は、2台を上限

申請提出期間

平成28年2月10日までとなります。

(申請状況に応じ、提出期限を短縮又は延長することがあります。)

注意事項

- ① 申請書は、当課へ持参又は郵送してください。
- ② 受付は先着順とします。
(申請額が予算の範囲を超えた場合は申請期間中でも受付を締め切ることがあります。)
- ③ 施工業者との契約は、交付決定通知後に締結してください。



